

# 浜松市教育委員会会議次第

令和4年9月22日(木)

14時00分

教育委員会室

## 1 開 会

## 2 前回会議録の報告及び承認

## 3 会議録署名人の決定(黒柳委員、神谷委員)

## 4 会期の決定

## 5 議 事

### (1) 議 案

#### 【議決案件】

第35号議案 浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教職員の人事評価に関する規則等  
の一部改正について (教職員課)

第36号議案 浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について  
(教職員課)

第37号議案 浜松市立高等学校学則の一部改正について (市立高等学校)

第38号議案 浜松市埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部改正について (文化財課)

第39号議案 ※非公開

第40号議案 ※非公開

### (2) 報 告

ア 令和5年度放課後児童会運営委託事業者の特定について (教育総務課)

イ 令和4年度全国学力・学習状況調査「浜松市の結果(概要)」について (指導課)

ウ 令和4年度全国・東海中学校総合体育大会結果について (指導課)

エ 令和4年度浜松市立高等学校の部活動の状況について (市立高等学校)

オ 美術館の事業について (美術館)

## 6 閉 会



第 3 5 号 議 案

令和 4 年 9 月 2 2 日 提出

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教職員の人事評価に関する規則等の一部改正について

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教職員の人事評価に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 宮 崎 正

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教職員の人事評価に関する規則等の一部を改正する規則（案）

（浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教職員の人事評価に関する規則の一部改正）

第 1 条 浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教職員の人事評価に関する規則（平成 2 1 年浜松市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（人事評価の対象となる教職員の範囲） 第 2 条 人事評価は、次に掲げる者を除くすべての教職員（以下「評価対象者」という。）について実施する。 （1）非常勤職員（ <u>地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。） （2）（略）	（人事評価の対象となる教職員の範囲） 第 2 条 人事評価は、次に掲げる者を除くすべての教職員（以下「評価対象者」という。）について実施する。 （1）非常勤職員（ <u>地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。） （2）（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正）

第 2 条 浜松市教育職員の給与に関する規則（平成 2 9 年浜松市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（育児短時間勤務職員等の給料月額等の端数計算）	（育児短時間勤務職員等の給料月額等の端数計算）

第21条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）について、浜松市職員の育児休業等に関する条例（平成4年浜松市条例第56号。以下「育児休業条例」という。）第7条の7第2項（育児休業条例第7条の11において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた給与条例第5条、第6条第1項又は第7条第2項若しくは第3項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）について、給与条例第6条第2項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

3 （略）  
（給料の調整額）

第23条 給与条例第11条の規定により給料の調整を行う職員の範囲は別表第7に定めるとおりとし、その調整の額は当該職員の職務の級に応じて別表第8に定める調整

第21条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）について、浜松市職員の育児休業等に関する条例（平成4年浜松市条例第56号。以下「育児休業条例」という。）第7条の7第2項（育児休業条例第7条の11において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた給与条例第5条又は第7条第2項若しくは第3項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

2 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）について、給与条例第6条の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

3 （略）  
（給料の調整額）

第23条 給与条例第11条の規定により給料の調整を行う職員の範囲は別表第7に定めるとおりとし、その調整の額は当該職員の職務の級に応じて別表第8に定める調整

基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に当該職員に係る別表第7の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その額に浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年浜松市条例第21号。以下「勤務条件条例」という。）第2条第2項から第4項までの規定により定められた当該育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間をそれぞれ同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（第63条第3項及び第67条において「算出率」という。）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、当該額が給与条例第11条第2項に規定する給料月額100分の25を超える場合は、当該職員の給料月額に100分の25を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第46条 給与条例第18条第1項第2号の教育委員会規則で定める職員は、第52条に該当する職員（再任用職員を除く。）で、第52条第2号に規定する満18歳に達する

基本額（その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に当該職員に係る別表第7の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その額に浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年浜松市条例第21号。以下「勤務条件条例」という。）第2条第2項から第4項までの規定により定められた当該育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間をそれぞれ同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（第63条第3項及び第67条において「算出率」という。）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、当該額が給与条例第11条第2項に規定する給料月額100分の25を超える場合は、当該職員の給料月額に100分の25を乗じて得た額（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第46条 給与条例第18条第1項第2号の教育委員会規則で定める職員は、第52条に該当する職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）で、第52条第2号に規定する満

日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は勤務所の移転(派遣から職務に復帰した職員にあっては、当該復帰)の直前の住居であった住宅(前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。)又はこれに準じるものとして教育委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

第52条 給与条例第19条第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第50条第1項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後の勤務所に通勤することが同条第2項に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用(法第28条の2第1項の規定により退職した日(法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。))の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

イ (略)

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は勤務所の移転(派遣から職務に復帰した職員にあっては、当該復帰)の直前の住居であった住宅(前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。)又はこれに準じるものとして教育委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

第52条 給与条例第19条第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第50条第1項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後の勤務所に通勤することが同条第2項に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 法第22条の4第1項の規定による採用(法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。))をされたこと。

イ (略)

(2)・(3) (略)

(時間外勤務手当等の割合)

第58条 (略)

2 給与条例第24条第6項の教育委員会規則で定める時間は、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が勤務条件条例第9条第1項の規定により、あらかじめ勤務条件条例第3条第2項及び第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務した時間のうち、その勤務した時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの時間（次項第1号に掲げる時間を除く。）とする。

3・4 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出基礎)

第60条 給与条例第28条に規定する教育委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 給与条例第23条第1項の規定により給与から減額する勤務1時間当たりの給与額を算出する場合 7時間45分に1.5を乗じて得た時間（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の1週間の勤務時間の時間数等を考慮して、教育委員会が別に定める時間）

(2) 給与条例第24条から第26条までの規定により時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額を算出する場合

(2)・(3) (略)

(時間外勤務手当等の割合)

第58条 (略)

2 給与条例第24条第6項の教育委員会規則で定める時間は、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が勤務条件条例第9条第1項の規定により、あらかじめ勤務条件条例第3条第2項及び第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務した時間のうち、その勤務した時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの時間（次項第1号に掲げる時間を除く。）とする。

3・4 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出基礎)

第60条 給与条例第28条に規定する教育委員会規則で定める時間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 給与条例第23条第1項の規定により給与から減額する勤務1時間当たりの給与額を算出する場合 7時間45分に1.5を乗じて得た時間（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の1週間の勤務時間の時間数等を考慮して、教育委員会が別に定める時間）

(2) 給与条例第24条から第26条までの規定により時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額を算出する場合

7時間45分に19を乗じて得た時間  
(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の1週間の勤務時間の時間数等を考慮して、教育委員会が別に定める時間)

(管理職手当)

第63条 (略)

2 (略)

3 第1項の職にある職員に支給する管理職手当の月額、当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第11の支給額欄に定める額(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第64条 前条の手当を受ける者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める割合によりこれを減額する。ただし、給与条例第12条第1項の休職又は勤務条件条例第13条の公務傷病等休暇の場合は、この限りでない。

(1) 1月のうち勤務に服した日数が5日以上12日未満の場合(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の1週間の勤務時間の時間数等を考慮して、教育委員会が別に定める場合) 3割

(2) 1月のうち勤務に服した日数が5日未満の場合(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の1週間の勤務時間

7時間45分に19を乗じて得た時間  
(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の1週間の勤務時間の時間数等を考慮して、教育委員会が別に定める時間)

(管理職手当)

第63条 (略)

2 (略)

3 第1項の職にある職員に支給する管理職手当の月額、当該職に係る前項の規定による区分に応じ、別表第11の支給額欄に定める額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第64条 前条の手当を受ける者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める割合によりこれを減額する。ただし、給与条例第12条第1項の休職又は勤務条件条例第13条の公務傷病等休暇の場合は、この限りでない。

(1) 1月のうち勤務に服した日数が5日以上12日未満の場合(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の1週間の勤務時間の時間数等を考慮して、教育委員会が別に定める場合) 3割

(2) 1月のうち勤務に服した日数が5日未満の場合(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の1週間の勤務時間

の時間数等を考慮して、教育委員会が別に定める場合) 7割

(3) (略)

2 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第67条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者に適用される給料表、職務の級及び号給(再任用職員にあっては、その者に適用される給料表及び職務の級)に対応する別表第12に掲げる額(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

附 則

(施行期日)

1 (略)

(旧県費負担職員に係る経過措置)

2 整備法施行日(給与条例附則第2項に規定する整備法施行日をいう。以下同じ。)前に職員の給与に関する規則(昭和32年静岡県人事委員会規則第7-25号)第21条の2に規定する休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間がある旧県費負担職員(同項に規定する旧県費負担職員をいう。以下同じ。)(整備法施行日以後に整備法(同項に規定する整備法をいう。)附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた休職の期間、浜松市職員の分限に関する条例(昭和26年浜松市条例第71号)附則第8項の規

務時間の時間数等を考慮して、教育委員会が別に定める場合) 7割

(3) (略)

2 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第67条 義務教育等教員特別手当の月額は、その者に適用される給料表、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、その者に適用される給料表及び職務の級)に対応する別表第12に掲げる額(育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

附 則

(施行期日)

1 (略)

定による休職の期間、整備法施行日前に決定された派遣の期間、整備法施行日前に許可された大学院修学休業の期間、勤務条件条例附則第4項の規定により勤務条件条例第16条の規定によりされたものとみなされた承認に係る介護休暇の期間、勤務条件条例附則第6項の規定により勤務条件条例第13条の規定によりされたものとみなされた承認に係る公務傷病等休暇の期間又は勤務条件条例附則第7項の規定により勤務条件条例第14条の規定によりされたものとみなされた承認に係る私傷病休暇の期間がある旧県費負担職員を含む。)が復職し、若しくは職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合におけるこれらの期間に係る号給の調整については、第11条の規定にかかわらず、同規則第21条の2及び第21条の3の規定の例による。この場合において、同規則第21条の2中「人事委員会」とあるのは「教育委員会」と、同規則第21条の3中「ときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て」とあるのは「ときは」とする。

3 給与条例附則第8項の規定の適用を受ける旧県費負担職員に対する第5.5条第5項の規定の適用については、同項中「給与条例第15条」とあるのは、「給与条例附則第8項の規定により読み替えて適用する給与条例第15条」とする。

4 旧県費負担職員に係る整備法施行日前における静岡県へき地手当支給規則(昭和45年静岡県教育委員会規則第10号)第5条第1項に規定する異動等並びに同規則第6条第1項に規定する指定日及び異動は、整備法

施行日以後におけるへき地手当に準じる手当の支給については、それぞれ第56条第1項に規定する異動等並びに同条第3項に規定する指定日及び異動とみなす。この場合において、整備法施行日前に同規則別表第1に定められていたへき地学校及び同規則別表第2に定められていたへき地学校に準ずる学校は、それぞれ別表第9に定められたへき地学校及び第55条第2項に定められたへき地学校に準じる学校とみなす。

5 旧県費負担職員でその者の受ける管理職手当の月額（第64条第1項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の規定の適用がないものとした場合に受けることとなる管理職手当の月額）が、整備法施行日の前日において受けていた管理職手当の月額（管理職手当に関する規則（昭和33年静岡県人事委員会規則第7—36号）第4条の規定の適用を受けていた場合にあっては、同条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる管理職手当の月額）に達しないこととなるもの（同日から引き続き同一の小学校又は中学校に勤務する職員に限る。）には、平成30年3月31日までの間、教育委員会の定めるところにより、管理職手当の月額のほか、その差額に相当する額を管理職手当として支給する。この場合における第64条第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び附則第5項」とする。

（時間外勤務手当等の割合の特例）

6 （略）

（通勤手当の月額の特例）

（時間外勤務手当等の割合の特例）

2 （略）

（通勤手当の月額の特例）

7 給与条例附則第17項に規定する教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(4) (略)

8 給与条例附則第17項の規定に基づき、前項第1号、第2号及び第4号に掲げる職員に対する通勤手当の月額については給与条例第17条の規定により定められた額に1,000円を加算し、同項第3号に掲げる職員に対する通勤手当の月額については同条の規定により定められた額から1,000円を減額する。

(復職時等における号給の調整の特例)

9 (略)

3 給与条例附則第8項に規定する教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(4) (略)

4 給与条例附則第8項の規定に基づき、前項第1号、第2号及び第4号に掲げる職員に対する通勤手当の月額については給与条例第17条の規定により定められた額に1,000円を加算し、同項第3号に掲げる職員に対する通勤手当の月額については同条の規定により定められた額から1,000円を減額する。

(復職時等における号給の調整の特例)

5 (略)

(定年の引上げに伴う経過措置)

6 当分の間、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後における別表第11の規定の適用については、同表に定める支給額は、当該支給額に100分の70を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

7 当分の間、特定日以後における第66条の規定の適用については、同条に定める管理職員特別勤務手当の額は、当該管理職員特別勤務手当の額に100分の70を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

8 当分の間、特定日以後における別表第12の規定の適用については、同表に掲げる義務教育等教員特別手当の額は、当該義務教育等教員特別手当の額に100分の70を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じた

ときは、これを切り捨てた額)とする。

9 前3項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び定年前再任用短時間勤務職員

(2) 浜松市職員の定年等に関する条例(昭和58年浜松市条例第10号。以下「定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員

10 給与条例附則第14項の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 特定日以後に一の職から給料表の適用を異にすることなく別に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職への異動をした職員

(2) 特定日以後に育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務(育児休業法第17条の規定による短時間勤務を含む。)をした職員

(3) 前2号に準じる職員として教育委員会が定める職員

11 給与条例附則第16項の教育委員会規則で定めるところにより支給する給料の額

は、教育委員会が定める。

12 教育委員会は、附則第6項から第10項までの規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があると認めるときは、別段の取扱いをすることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第12中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第3条 浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年浜松市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当の支給をしない職員)</p> <p>第4条 給与条例第33条第1項後段の規定により教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において、次のいずれかに該当する者(非常勤である者にあつては、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。))、同法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「<u>再任用職員</u>」という。))で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。))、育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。))その他教育委員会の定める者に</p>	<p>(期末手当の支給をしない職員)</p> <p>第4条 給与条例第33条第1項後段の規定により教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その退職の後基準日までの間において、次のいずれかに該当する者(非常勤である者にあつては、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「<u>会計年度任用職員</u>」という。))、同法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。))、育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。))その他教育委員会の定める者に限る。)となったもの</p>

限る。)となったもの

ア～カ (略)

(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつては、会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他教育委員会の定める者に限る。)となったもの

ア～エ (略)

第9条 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者(非常勤である者にあつては、会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他教育委員会の定める者に限る。)が給与条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は前条第1項の在職期間に算入する。ただし、次に掲げる者としての期末手当及び勤勉手当(これらに相当する給与を含む。)の支給を受けた者については、その支給に係る期間は、算入しない。

(1)～(9) (略)

2 (略)

(勤勉手当の成績率)

第20条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の給与条例第36条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合

ア～カ (略)

(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつては、会計年度任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他教育委員会の定める者に限る。)となったもの

ア～エ (略)

第9条 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者(非常勤である者にあつては、会計年度任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員その他教育委員会の定める者に限る。)が給与条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は前条第1項の在職期間に算入する。ただし、次に掲げる者としての期末手当及び勤勉手当(これらに相当する給与を含む。)の支給を受けた者については、その支給に係る期間は、算入しない。

(1)～(9) (略)

2 (略)

(勤勉手当の成績率)

第20条 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の給与条例第36条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難

には、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

第21条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第23条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1)～(12) (略)

(13) (略)

附 則

(旧県費負担職員に係る経過措置)

2 給与条例附則第7項に規定する場合における第2条第1号の規定の適用については、同号中「休職にされている職員」とあるのは、「休職にされている職員、職員の分限に関する条例(昭和28年静岡県条例第33号)第2条各号のいずれかに該当して休職にされ、かつ、給与条例附則第2項に規定する整備法附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされている職員及び浜松市

であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

第21条 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(勤勉手当に係る勤務期間)

第23条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1)～(12) (略)

(13) 地方公務員法第26条の3第1項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間

(14) (略)

附 則

(旧県費負担職員に係る経過措置)

2 給与条例附則第5項に規定する場合における第2条第1号の規定の適用については、同号中「休職にされている職員」とあるのは、「休職にされている職員、職員の分限に関する条例(昭和28年静岡県条例第33号)第2条各号のいずれかに該当して休職にされ、かつ、給与条例附則第2項に規定する整備法附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされている職員及び浜松市

職員の分限に関する条例(昭和26年浜松市条例第71号)附則第8項においてその例によることとされる職員の分限に関する条例第2条各号のいずれかに該当して休職にされている職員」とする。

職員の分限に関する条例(昭和26年浜松市条例第71号)附則第8項においてその例によることとされる職員の分限に関する条例第2条各号のいずれかに該当して休職にされている職員」とする。

3 旧県費負担職員(給与条例附則第2項に規定する旧県費負担職員をいう。以下同じ。)  
に対する平成29年6月分の期末手当及び勤  
勉手当の支給に係る第8条第1項及び第  
23条第1項の期間には、教育委員会の定め  
るところにより、それぞれ平成28年12月  
2日から整備法施行日(給与条例附則第2項  
に規定する整備法施行日をいう。以下同じ。)  
の前日までの間における職員の期末手当及  
び勤勉手当に関する規則(昭和39年静岡県  
人事委員会規則第7—104号。以下「県規  
則」という。)第6条第1項及び第12条第  
1項の期間を含むものとする。

4 旧県費負担職員に係る整備法施行日の前  
日までの間における県規則第7条の2第1  
項の在職期間は、第10条第1項の在職期間  
とみなす。

(勤勉手当の成績率に係る特例)

5 (略)

(勤勉手当の成績率に係る特例)

3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部改正)

第4条 浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則(昭和46年浜松市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(1年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例)	(1年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例)
第5条 (略)	第5条 (略)

2～6 (略)

7 条例第6条の2第3項第7号の勤務日(以下「勤務日」という。)は、月曜日から金曜日までの5日間(勤務条件条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等(以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあっては月曜日から金曜日までの5日間のうち当該育児短時間勤務等の内容に従い教育委員会が定めた週休日を除く日、同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)にあっては月曜日から金曜日までの5日間のうち教育委員会が定めた週休日を除く日)とする。

8・9 (略)

10 教育委員会は、勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たっては、次の各号に掲げる日について、当該各号に定める時間(育児短時間勤務職員等にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間)を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

11～15 (略)

2～6 (略)

7 条例第6条の2第3項第7号の勤務日(以下「勤務日」という。)は、月曜日から金曜日までの5日間(勤務条件条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等(以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあっては月曜日から金曜日までの5日間のうち当該育児短時間勤務等の内容に従い教育委員会が定めた週休日を除く日、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)にあっては月曜日から金曜日までの5日間のうち教育委員会が定めた週休日を除く日)とする。

8・9 (略)

10 教育委員会は、勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たっては、次の各号に掲げる日について、当該各号に定める時間(育児短時間勤務職員等にあっては当該育児短時間勤務等の内容に従い当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては当該各号に定める時間を超えない範囲内の時間)を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1)～(3) (略)

11～15 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(浜松市教育職員の給与に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の浜松市教育職員の給与に関する規則(以下「新給与規則」という。)附則第6項から第9項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 暫定再任用職員(浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年浜松市条例第35号。以下「新条例」という。)附則第3条第1項若しくは第2項又は新条例附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、新給与規則第21条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、新給与規則第46条及び第67条の規定を適用する。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。以下同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規則第21条第2項、第23条、第58条第2項、第60条、第63条第3項及び第64条第1項並びに別表第12の規定を適用する。
- 5 次に掲げる事由の発生(以下この項において「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、新給与規則第50条第1項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後の勤務所に通勤することが同条第2項に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員は、浜松市教育職員の給与に関する条例(平成29年浜松市条例第34号)第19条第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員とする。
  - (1) 新条例附則第3条第1項又は新条例附則第4条第1項の規定による採用(新条例第1条の規定による改正前の浜松市職員の定年等に関する条例(昭和58年浜松市条例第10号)第2条の規定により退職した日(同条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は新条例附則第2条第1項の規定により勤務した後退職した日及び令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は新条例附則第3条第1項若しくは新条例附則第4条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。
  - (2) 新条例附則第3条第2項又は新条例附則第4条第2項の規定による採用(浜松市職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した日(同条例第4条第1項又は第

2項の規定により勤務した後退職した日及び同条例第12条又は新条例附則第3条第2項若しくは新条例附則第4条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

6 新条例附則第3条第2項又は新条例附則第4条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に浜松市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員に対する新給与規則第52条の規定の適用については、同条第1号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日(浜松市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年浜松市条例第35号)附則第3条第2項又は同条例附則第4条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。)」とする。

7 この規則の施行の日前に、第2条の規定による改正前の浜松市教育職員の給与に関する規則第52条第1号アに該当する採用をされた職員については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

8 暫定再任用職員は、第3条の規定による改正後の浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(以下「新期末勤勉手当規則」という。)第4条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、新期末勤勉手当規則第20条第1項及び第21条第1項の規定を適用する。

9 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新期末勤勉手当規則第4条及び第9条第1項の規定を適用する。

(浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

10 暫定再任用短時間勤務職員は、第4条の規定による改正後の浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則第5条第7項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項及び同条第10項の規定を適用する。

(第35号議案の説明資料)

教職員課

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教職員の人事評価に関する規則等の一部改正について

(提案理由)

令和5年4月から定年年齢が段階的に引き上げられることに伴う条例の一部改正等を受け、必要な関連規則の改正を行うほか、所要の規定の整備を行うものです。

(主な改正内容)

- 1 定年前再任用短時間勤務制度導入に伴う改正（全条）  
定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴い、根拠法の条項を改め、名称の変更を行うものです。
- 2 定年引き上げに伴う給与に関する経過措置（第2条）
  - ア 定年引き上げの対象期間について、給料月額が60歳到達時の7割となることに伴う手当額の算定方法を明確化し、対象となる職員を規定するものです。
  - イ 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）に関する調整額の対象となる職員を規定するものです。
  - ウ その他、他の職員との均衡を図る必要がある場合は教育委員会が別段の取扱いを定めることが出来るよう規定するものです。
- 3 勤勉手当に関する改正（第3条）  
定年引き上げを踏まえ導入された高齢者部分休業の取得期間について勤勉手当の勤務期間から除算することを規定するものです。
- 4 所要の整備（第2条及び第3条）  
旧県費負担職員に対する経過措置を削除するものです。
- 5 規則改正に伴う経過措置に関すること（改正附則）
  - ア 給料月額を60歳到達時の7割とする措置の例外を定めるものです。
  - イ 暫定再任用制度に関すること。  
暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を含む。以下同じ）は、改正後の規則における定年前再任用短時間勤務職員とみなして各規則を適用することを規定するものです。
  - ウ 単身赴任手当に関すること。  
暫定再任用職員に対する支給についてその支給要件を定めるほか、改正前の再任用職員に対する経過措置を規定するものです。

(施行期日)

この規則は、令和5年4月1日から施行するものです。



第 3 6 号 議 案

令和 4 年 9 月 2 2 日 提出

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 宮 崎 正

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則  
(案)

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 2 9 年浜松市教育委員会規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その 2 分の 1 の期間</p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第 2 条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その 2 分の 1 の期間</p> <p>ア <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第 3 条の 2 に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるとき</u></p>

<p>(3)～(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員 <u>(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)</u>として在職した期間</p> <p>(3)～(13) (略)</p>	<p><u>は、それぞれの期間を合算した期間)</u></p> <p><u>が1箇月以下である育児休業</u></p> <p>イ <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業 <u>(第8条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)</u>をしている職員として在職した期間</p> <p>(3)～(13) (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

浜松市教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び浜松市職員の育児休業等に関する条例（平成4年浜松市条例第56号）の一部改正による育児休業の取得にかかる要件緩和を受け、必要な規則の改正を行うものです。

(主な改正内容)

産後期間とその他の期間においてそれぞれ2回の育児休業の分割取得が可能となったことから、男性の育児休業取得促進の趣旨を踏まえ、取得期間がそれぞれの期間において、1月以内である場合は、期末手当及び勤勉手当の除算を行わないこととするものです。

(施行期日)

この規則は、令和4年10月1日から施行するものです。



第 3 7 号 議 案

令和 4 年 9 月 2 2 日 提出

浜松市立高等学校学則の一部改正について

浜松市立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 宮 崎 正

浜松市立高等学校学則の一部を改正する規則（案）

浜松市立高等学校学則（昭和 3 1 年浜松市教育委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(願書の提出)</p> <p>第 1 1 条 入学志願者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者（親権者又は<u>後見人</u>をいう。入学志願者が成年に達している場合又は特別の理由がある場合は、保護者を保証人（成年に達し、独立の生計を営む者に限る。）に読み替えるものとする。以下同じ。）が連署又は押印をした入学願書を所定の期間内に校長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(転学等)</p> <p>第 1 9 条 (略)</p> <p>2 校長が前項の転学願を適当と認めるときは、転学しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署及び押印をした転入学願を校長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(願書の提出)</p> <p>第 1 1 条 入学志願者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者（親権者又は<u>未成年後見人</u>をいう。入学志願者が成年に達している場合又は特別の理由がある場合は、保護者を保証人（成年に達し、独立の生計を営む者に限る。）に読み替えるものとする。以下同じ。）が連署又は押印をした入学願書を所定の期間内に校長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(転学等)</p> <p>第 1 9 条 (略)</p> <p>2 校長が前項の転学願を適当と認めるときは、転学しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署又は押印をした転入学願を校長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

<p>3～5 (略)</p> <p>(学校間連携)</p> <p>第23条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定により、一部の科目を併修しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署及び押印をした併修許可願を、校長を経由して併修先の校長に提出し、その許可を得るものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(授業料滞納による出席停止又は除籍)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>(様式)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>(細目)</p> <p>第31条 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p> <p>(学校間連携)</p> <p>第23条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定により、一部の科目を併修しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該者及び保護者が連署又は押印をした併修許可願を、校長を経由して併修先の校長に提出し、その許可を得るものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(授業料滞納による出席停止又は除籍)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>第7章 雑則</p> <p><u>(連署又は押印に関する規定の適用除外)</u></p> <p><u>第30条 この規則に定める手続(第11条の規定による入学願書の提出及び第18条第1項の規定による編入学願の提出を除く。)</u> <u>のうち、保証人の連署又は押印が必要とされるものについては、特別の事情がある場合を除き、保証人の連署又は押印は要しないものとする。</u></p> <p>(様式)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(細目)</p> <p>第32条 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の浜松市立高等学校学則の規定によりされた手続その他の行為は、それぞれ改正後の浜松市立高等学校学則の相当規定によりされたものとみなす。

浜松市立高等学校学則の一部改正について

(提案理由)

成年年齢引き下げに伴い、浜松市立高等学校学則に定める諸手続きで連署する「保護者」の成年への対応について改正するものです。

また、浜松市教育委員会が作成した「学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進に関するガイドライン」に基づき、保護者等に求める押印の見直しをするものです。

(改正内容)

- ・第11条中「後見人」を「未成年後見人」とし、学校教育法上の保護者の定義と合わせる。
- ・第19条「転学等」及び第23条の2「学校間連携」の規定に基づき必要となる事務手続きについて、自署の場合は押印を不要とする。
- ・第30条に「連署又は押印に関する規定の適用除外」を追記し、成年年齢に達した者の諸手続きにおいて、保証人の連署又は押印が必要とされるものについては、特別の事情がある場合を除き、連署又は押印は要しないものとする。

(施行期日等)

この規則は、令和4年10月1日から施行するものです。

なお、この規則の施行の日前に改正前の浜松市立高等学校学則の規定によりされた手続きその他の行為は、それぞれ改正後の浜松市立高等学校学則の相当規定によりされたものとみなします。



第 3 8 号 議 案

令和 4 年 9 月 2 2 日 提 出

浜松市埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部改正について

浜松市埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

教育長 宮 崎 正

浜松市埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部を改正する規則（案）

浜松市埋蔵文化財保護事務に関する規則（平成 1 9 年浜松市教育委員会規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第 2（第 2 条関係）		別表第 2（第 2 条関係）	
記録保存のための工事立会いを行う場合	摘要	記録保存のための工事立会いを行う場合	摘要
(略)		(略)	
5 工事対象区域が狭小な場合	<u>発掘調査で安全が確保できない場合</u>	5 工事対象区域が狭小な場合	次のいずれかに該当する場合 (1) <u>発掘調査で安全が確保できない場合</u> (2) <u>工事の掘削範囲が著しく小規模で、発掘調査が不可能な場合(埋蔵文化財の状況確認ができる場合に限る。)</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この規則の施行の日以後にされる届出（文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 9 3 条第 1 項において準用する同法第 9 2 条第 1 項の規定による届出をいう。以下同じ。）に係る工事の立会いについて適用し、同日前にされた届出に係る工事の立会いについては、なお従前の例による。



(第38号議案の説明資料)

文化財課

浜松市埋蔵文化財保護事務に関する規則の一部改正について

(提案理由)

静岡県埋蔵文化財保護事務取扱要項の一部改訂（令和4年4月1日施行）に伴い、規則の一部を改正するものです。

(改正内容)

規則の別表第2（第2条関係）を改正するものです。

(施行期日等)

この規則は、令和4年10月1日から施行するものです。

なお、改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後にされる届出（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項において準用する同法第92条第1項の規定による届出をいう。以下同じ。）に係る工事の立会いについて適用し、同日前にされた届出に係る工事の立会いについては、なお従前の例によります。



## 令和5年度放課後児童会運営委託事業者の特定について

教育総務課

令和6年度の運営委託化の完全実施に向け、令和5年度の受託者事業者を以下のとおり選定いたしました。

### 1 選定結果概要

契約名	令和5年度 浜松市こうま放課後児童会ほか20施設運営業務	令和5年度 浜松市気賀放課後児童会ほか9施設運営業務
選定方法	公募型プロポーザル方式（企画提案書の提出を求めて、最も優れた提案をしたものと契約する方式）	
応募状況	2者	2者
特定方法	審査会において企画提案書の補足説明、質疑応答を踏まえ、評価基準に基づいて評価し、最低基準点（合格点）を超え、かつ最も優れている事業者を特定	
選定事業者	株式会社明日葉 （本社：東京都港区）	株式会社アンフィニ （本社：茨城県つくばみらい市）
【参考】R4運営事業者	各放課後児童会育成会	社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会

#### 《令和5年度運営委託化対象小学校一覧》

##### こうま放課後児童会ほか20施設運営業務

No.	小学校名	児童会数	定員
1	曳馬小学校	3	116
2	瑞穂小学校	3	160
3	花川小学校	1	30
4	蒲小学校	3	150
5	芳川小学校	2	162
6	新津小学校	2	79
7	芳川北小学校	2	94
8	河輪小学校	2	80
9	初生小学校	3	100
合 計		21	971

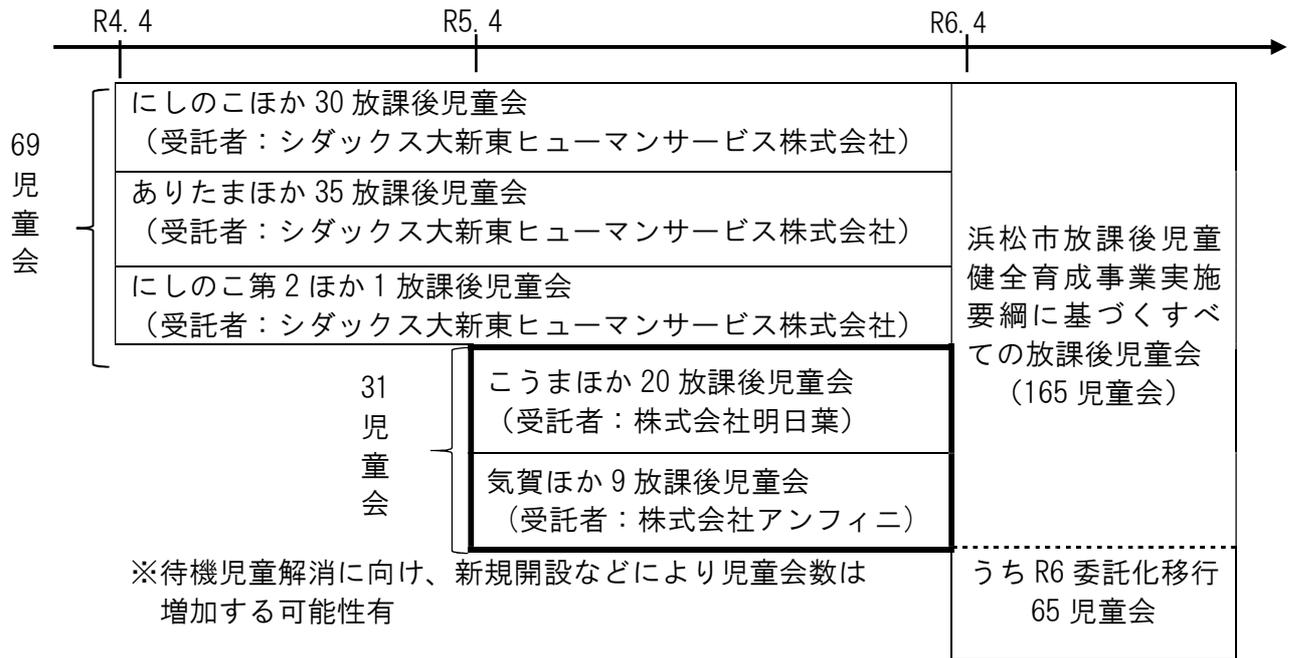
##### 気賀放課後児童会ほか9施設運営業務

No.	小学校名	児童会数	定員
1	気賀小学校	2	100
2	中川小学校	1	90
3	西気賀小学校	1	38
4	伊目小学校	1	40
5	井伊谷小学校※1	2	115
6	金指小学校	1	40
7	三ヶ日東小学校	1	40
8	三ヶ日西小学校※2	1	70
合 計		10	533

※1 奥山小・引佐北部小の児童入会可

※2 平山小・尾奈小の児童入会可

## 2 放課後児童会の運営委託化



# 令和4年度全国学力・学習状況調査「浜松市の結果（概要）」について

指導課

## 1 参加人数・参加校数

学 校	対象学年	人 数	学校数
小学校	6年	6,676人	97校
中学校	3年	5,012人	49校

\*人数は、当日実施者のみ。調査項目によって違うため最大人数で表示。

## 2 調査結果及び考察

### (1) 教科に関する小学校及び中学校結果数値（平均正答率）

小学校	国語	算数	理科	中学校	国語	数学	理科
全国	65.6%	63.2%	63.3%	全国	69.0%	51.4%	49.3%
静岡県	66%	63%	62%	静岡県	70%	54%	52%
浜松市	67%	64%	62%	浜松市	71%	55%	53%

\*4/19実施値。

\*平均正答率は、文部科学省結果公表数値（都道府県・指定都市は小数点以下第1位を四捨五入した数値）による。

### (2) 質問紙調査概要

#### ①「浜松の目指す子供の姿」に関する調査結果【児童生徒質問紙】

設 問	小学校（全国比）	中学校（全国比）
自分には、よいところがあると思う	84.3% (+5.0)	82.9% (+4.4)
将来の夢や目標を持っている	84.0% (+4.2)	69.8% (+2.5)
先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思う	92.0% (+4.9)	90.4% (+3.8)

「自分には、よいところがあると思う」「将来の夢や目標を持っている」という設問に対して、肯定的に回答した子供の割合が全国に比べて高かった。その背景には、日常的に子供のよさを認め励ましている教師の姿があると思われる。今後も引き続き、子供たち一人一人の長所や可能性に目を向け、夢と希望を持って自分らしく歩んでいくことができる子供を育てていくことが大切である。

設 問	小学校（全国比）	中学校（全国比）
家で自分で計画を立てて勉強している	73.8% (+2.7)	53.1% (-5.4)
難しいことでも、失敗を恐れずに挑戦している	72.9% (+0.4)	66.8% (-0.3)
自分でやると決めたことは、やり遂げるようにしている	87.8% (+0.6)	85.5% (-1.1)

中学校においては、上記の設問に対して、肯定的に回答する子供の割合が全国に比べて低かった。今後、主体的に学習に取り組む態度を養うためには、学ぶ意義や活動の目的を子供が実感したり、見通しを持って学習に取り組んだりすることができるよう、発達段階に合わせて指導していくことが大切である。

#### ②「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」に関する調査結果

【児童生徒質問紙 クロス集計】

設 問	小学校国語	平均正答率	中学校国語	平均正答率
	当てはまる	当てはまらない	当てはまる	当てはまらない
授業では、自分の思いや考えをもとに、作品や作文など新しいものを創り出す活動を行っていた	70.3%	58.9%	75.0%	57.0%
学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている	70.6%	53.2%	74.9%	56.9%
学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげることができている	73.3%	53.2%	76.5%	55.2%

上記の設問に対して、肯定的に回答している子供の方が、国語の平均正答率が高かった。算数・数学、理科も国語と同じ傾向であった。資質・能力の獲得につなげるため、今後も主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を進めていくことが大切である。

③「ICTを活用した学習状況」に関する調査結果【児童生徒質問紙】

設 問	小学校		中学校
	R4	84.5%	68.9%
5年生まで（1、2年生のとき）に受けた授業で、コンピュータなどのICT機器を週1回以上使用していた	R3	27.5%	24.8%

昨年度に比べ、「5年生まで（1、2年生のとき）に受けた授業で、コンピュータなどのICT機器を週1回以上使用していた」と回答した子供の割合が大幅に上昇した。今後も、授業中の様々な場面で、ICT機器を活用する機会を増やし、情報技術を手段として学習や日常生活に活用できるようにしていくことが重要である。

※各教科の概要については、別添のとおり

### 3 教科概要

#### 国語

- 小・中学校共に、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」の全領域で、全国に比べ、良好な結果が見られた。
- 中学校では、これまで課題であった「考えの形成」に関する問題の正答率が、全国に比べて高かった。
- 小・中学校共に、漢字や表現の技法、引用の仕方、行書の特徴等の個別の知識に関する内容に課題が見られた。
- 小学校では、記述式の問題への無解答率が全国や県に比べて高かった。

#### 小国課題 3二 自分の文章のよいところを見付けること

正答率 浜松 38.4% 全国 37.7% 無解答率 浜松 17.2% 全国 14.5%



小国問題へ

【伝え合いの様子の一部】の内容を踏まえ、【文章】の言葉だけに注目している。また、【文章】のよさを考えることができて、言葉に表せない可能性がある。



先生

#### 【授業改善のポイント】

国語の授業中を含む、様々な場面で、推敲、共有を日常的に行い、自分の文章を読み返したり、互いの文章に対する感想や意見を伝え合ったりする経験を積み重ねていく。

さらに、自分の文章のよさを見付ける態度を習慣化する。

#### 【問題】

島谷さんの学級では、「六年生としてがんばりたいこと」を書くことにしました。

島谷さんは川口さんと、【文章】を読み合い、感想を伝え合いました。

#### 【伝え合いの様子の一部】

島谷さん 私のがんばろうとしていることが伝わるかな。

川口さん 伝わってきたよ。それは、上級生が話してくれたことや、委員会で活動したことをもとにしているからだね。

島谷さんは、川口さんと伝え合ったことをもとに、自分の文章のよさを振り返り、書くことにしました。あなたが島谷さんなら、どのようなよさを書きますか。

#### 中国課題 2三 自分の考えが伝わる文章になるように、根拠を明確にして書くこと

正答率 浜松 51.0% 全国 46.5%



中国問題へ

自分の考えの根拠として最もふさわしい部分を探し、引用する部分を的確に「 」でくることができない。また、「 」内の引用部分を変えてしまっている。



先生

#### 【授業改善のポイント】

引用部分が、自分の考えの根拠としてふさわしいか、根拠に具体性を持たせることができるか、その意義は何か等、内容を精査する場面を設定する。

また、正しい引用の仕方を確認し、推敲の際に、見直す視点として設定する。

#### 【問題】

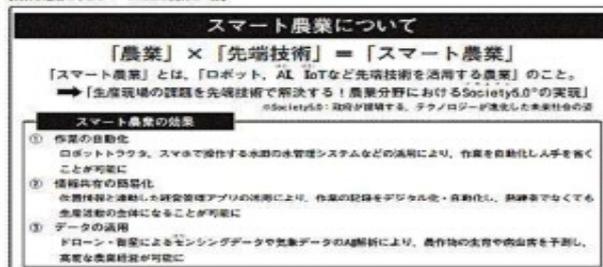
小林さんは、国語の時間に、「先端技術との関わり方」というテーマで意見文を書いています。

小林さんは、上野さんと中村さんからの【コメントの一部】を踏まえて、スマート農業の効果を書き加えることにしました。あなたならどのように書きますか。

〈条件〉

【農林水産省のウェブページにある資料の一部】から必要な情報を引用して書くこと。引用する部分を「 」でくく

【農林水産省のウェブページにある資料の一部】



## 算数・数学

- 算数では、「数と計算」「図形」「データの活用」の領域で安定した力が付いていることが分かった。
- 数学では、数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質等に対する理解ができていて、データの考察など問題解決の方法を論理的に考える力が身に付いていることが分かった。
- 算数では、割合を日常の具体的な場面に活用することに課題が見られた。
- 数学では、関数領域のグラフの活用に課題が見られた。
- 算数、数学ともに、解決の方法を見通し、確かめ、考えを再構成する力を育成する必要がある。

### 小算課題 2 二つの数量の関係について考察すること

正答率 (3)浜松 20.8% 全国 21.4% (4)浜松 48.8% 全国 48.0%



小算問題へ

百分率が何を表しているか、理解できていない。また、問題解決に比例の関係を使うことにも課題がある。



#### 【授業改善のポイント】

実物を使ったり生活経験を想起させたりすることで、割合について実感的に理解できるようにすることが大切である。数量の関係を捉える場面では、複線図やテープ図など自分にとって分かりやすい図をかき、式と合わせて考えられるようにしていく必要がある。

割合が一定の場合、比較量が2倍、3倍・・・になると基準量も2倍、3倍・・・になるなど、2つのともなって変わる量の関係について、図や表など多様な方法を使って考える活動を取り入れる。

(3)りんごの果汁が20%含まれている飲み物が500mLあります。この飲み物を2人で等しく分けると、1人分は250mLになります。250mLの飲み物にふくまれている果汁の割合について、次のようにまとめます。

250mLは、500mLの $\frac{1}{2}$ の量です。  
このとき、

	ア
--	---

上の◎にあてはまる文を、下の1から3までの中から1つ選んで、その番号を書きましょう。

- 1 飲み物の量が $\frac{1}{2}$ になると、果汁の割合も $\frac{1}{2}$ になります。
- 2 飲み物の量が $\frac{1}{2}$ になると、果汁の割合は2倍になります。
- 3 飲み物の量が $\frac{1}{2}$ になっても、果汁の割合は変わりません。

(4)果汁の量が180mLのときの飲み物の量は、何mLになりますか。180mLが30mLの何倍かをどのように求めたかがわかるように書きましょう。

果汁の量 (mL)	30	60	90	...	180
飲み物の量 (mL)	100	200	300	...	?

(注: 30mLから180mLまでが5倍、100mLから500mLまでが5倍)

### 中数課題 8 日常的な事象の数学化と問題解決の方法

正答率 (1)浜松 52.2% 全国 54.6% (2)浜松 37.9% 全国 38.4%



中数問題へ

(1)ではグラフから表の数値を読むことができていない。(2)は、説明が不十分になってしまっている。グラフの座標や表の値などの個別の知識が繋がっていないため、表、グラフ、式が活用できていない。



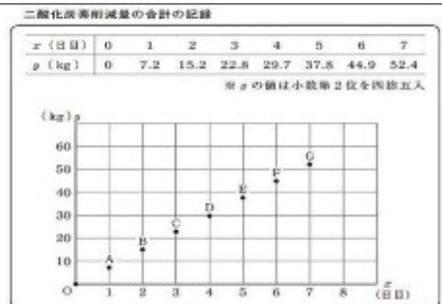
#### 【授業改善のポイント】

ある事象を表、グラフ、式で表現する中で、表からグラフ、グラフから表等、双方向から考えることができるようにしていくことが大切である。

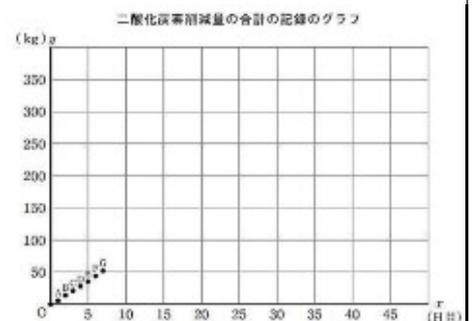
また、(2)については、表や式を選択する生徒に比べ、グラフを選択する子供が少なかったが、傾向を捉えるためには、グラフが有効であるということを感じられるような活動を取り入れる必要がある。

問題解決的学習の中で、将来を予測する際に、式、表、グラフを適宜、用いる活動を取り入れるなど、授業展開を工夫することが必要である。

(1)二酸化炭素削減量の合計の記録のグラフにおいて、点Eの座標を書きなさい。



(2)目標の300kg削減を達成できるのがおよそ何日目になるかを求める方法を説明しなさい。



## 理科

- 小学校では、問題を解決するまでの道筋を構想したり、実験の過程や得られた結果を適切に記録したりすることについて良好な結果が見られた。
- 中学校では、予想や仮説に基づいて観察、実験を計画することについて良好な結果が見られた。
- 小学校では、自然の事物・現象から得た情報や、実験で得た結果について、他者の視点で分析・解釈し、その内容を基に記述することに課題が見られた。
- 中学校では、他者の行った考察の妥当性について検討、改善することに課題が見られた。

### 小理課題 3 (4) 実験で得た結果を問題の視点で分析・解釈すること

正答率 浜松 30.2% 全国 35.1%



小理問題へ

時間や温度の変化を記述していない子供が多い。具体的な数値や分析した内容に基づいて、課題に正対したまとめを記述することに課題がある。

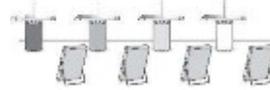


#### 【授業改善のポイント】

観察、実験の際に、結果の具体的な数値や、それを分析した内容などを根拠として記述する場面を設定することが必要である。その場面において、課題に正対したまとめにするために、結果の何に注目すれば根拠となるか考え、話し合いながらまとめを記述する場面を設定することが考えられる。

#### 【実験方法】

同じ種類、同じ大きさの缶にそれぞれ4色の色をぬり、同じ量の水を入れ、鏡ではね返した日光をあて、0分と一定時間後の缶の中の水の温度をはかる。



#### 【結果】

〈缶の色による水の温度の変化〉

時間 かんの色	0分	20分後	40分後
黒	24℃	28℃	32℃
赤	24℃	27℃	29℃
青	24℃	27℃	30℃
白	24℃	25℃	26℃

「はね返した日光を水の入ったかんにあてると、黒色のかんの水の温度が最も高くなる。」といえる。



はなこさんが、下線部のようにまとめたわけを上【結果】を使って書きましょう。

### 中理課題 2 (3) 天気の変化を科学的に探究すること

正答率 浜松 34.1% 全国 28.5%



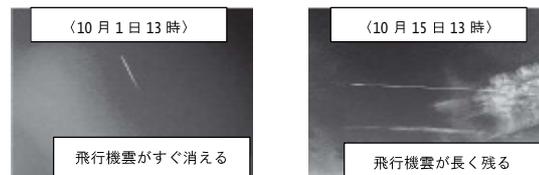
中理問題へ

飛行機雲の高さの観測データが必要であると判断できていない子供が多い。考察を多面的、総合的に検討して、より妥当な考えに改善することに課題がある。



#### 【授業改善のポイント】

観察、実験の考察を行う場面において、他者と考察を交流し、互いの考察の根拠の妥当性について検討し、考察を深める場面を設定することが必要である。その場面において、複数のデータを教師が提示し、どのデータを根拠とすることが妥当か検討する場面を設定することが考えられる。



飛行機雲を撮影した日時の百葉箱の観測データを調べました。

百葉箱の観測データ			
日時	気温(℃)	湿度(%)	飛行機雲の残り方
10月 1日 13時	21.5	61	すぐ消えた
10月 15日 13時	20.3	61	長く残った

私は、このデータから、「湿度は関係していない」と考えます。

中村さんの下線部の考え方に対して、どのように判断することが最も適切ですか。下のアからエまでの中から1つ選びなさい。

- ア 観測データの気温が異なるので、「湿度は関係していない」と言える。
- イ 観測データの湿度が等しいので、「湿度は関係していない」と言える。
- ウ 湿度が異なる他の日を調べないと、「湿度は関係していない」とは言えない。
- エ 飛行機雲の高さの湿度を調べないと、「湿度は関係していない」とは言えない。



# 令和4年度全国・東海中学校総合体育大会結果について

指導課

## 1 全国大会

浜松市内の中学校の26校から11競技にわたり出場、出場者140人

○8位入賞の個人・団体

N0	学校名	氏名	競技	種目	成績
1	開誠館中		サッカー	男子団体	優勝
2	修学舎中		バレーボール	男子団体	優勝
3	修学舎中		卓球	男子団体	3位
4	与進中		バスケットボール	男子団体	3位
5	積志中	小池 雛	陸上	女子100m	2位
6	細江中	大谷 芽以	陸上	女子1500m	3位
7	浜松南部中	佐藤 瑞城	陸上	男子3000m	8位

※令和3年度は、19校から7競技に出場、出場者は110人

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止

※令和元年度は、27校から10競技に出場、出場者は133人

※平成30年度は、25校から10競技に出場、出場者は121人

※平成29年度は、33校から12競技に出場、出場者は150人

## 2 東海大会

浜松市内の中学校40校から14競技にわたり出場、出場者444人

○優勝の個人・団体（8位入賞の個人・団体は計256人）

N0	学校名	氏名	競技	種目	成績
1	丸塚中		水泳	男子4×100mフリーレー	優勝
2	修学舎中		バレーボール	男子団体	優勝
3	修学舎中		卓球	女子団体	優勝
4	浜松南部中	佐藤 瑞城	陸上競技	男子3000m	優勝
5	積志中	小池 雛	陸上競技	女子100m	優勝
6	積志中	太田 勇立	水泳	男子200mハタライ	優勝
7	丸塚中	柴田 和輝	水泳	男子100m自由形	優勝
8	可美中	中村 海斗	陸上競技	男子1年100m	優勝
9	雄踏中	加藤 慶太	陸上競技	棒高跳び	優勝
10	細江中	大谷 芽以	陸上競技	女子1500m	優勝
11	細江中	柘植 源太	陸上競技	男子1年1500m	優勝
12	修学舎中	高須賀 好詩乃	卓球	女子個人	優勝

※令和3年度は、44校から13競技に出場、出場者は448人

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止

※令和元年度は、43校から12競技に出場、出場者は411人

※平成30年度は、46校から13競技に出場、出場者は437人

※平成29年度は、44校から12競技に出場、出場者は405人



## 令和4年度浜松市立高等学校の部活動の状況について

市立高等学校

4月～9月 全国大会出場実績及び出場生徒数（出場予定含む）

月	大会等	会場	部	部数	人数	結果
6	第106回日本陸上競技選手権大会	大阪	陸上競技	1	1	澤田結弥(2) 女子1500m 10位
	第38回U20日本陸上選手権大会	大阪	陸上競技		1	磯貝唯菜(2) 女子400m 6位
7	第69回NHK杯全国高校放送コンテスト	東京	放送	1	19	【朗読部門】 安来 雁如(3)・石津 里菜(3) 出場 【アナウンス部門】 入選 橋本小桃里(3) 【ラジオドキュメント部門】 出場 【創作テレビドラマ部門】 出場 【テレビドキュメント部門】 入選
	令和4年度全国高等学校ギター・マンドリン音楽コンクール	大阪	マンドリン	1	66	文部科学大臣賞
8	第19回 U20カリ世界陸上選手権大会	コロンビア	陸上競技		1	澤田結弥(2) 女子1500m 6位入賞
	令和4年全国高等学校総合体育大会	徳島	陸上競技		10	宮本皓寿(2) 男子 110mH 準決勝進出 磯貝唯菜(2) 女子400m 準決勝進出 西村ほの夏(1) 女子100mH 準決勝進出 女子4×100mR 準決勝進出 女子4×400mR 準決勝進出 澤田結弥(2) 女子 1500m 3000m カリ世界陸上参加のため欠場
		高知	女子テニス	1	2	二宮茉莉(2)・藤本舞衣(2) ダブルス出場
		高知	水泳	1	7	増田莉蔵(2) 男子100m自由形5位 男子200m自由形11位 岡田裕司(3) 男子200mバタフライ12位 男子100mバタフライ出場 増田修士(3) 男子200m背泳11位 男子100m背泳出場 稲垣毅流(3) 男子1500m自由形出場 男子4×100mフリーリレー出場 男子4×200mフリーリレー出場 男子4×メドレーリレー出場
	令和4年全国高等学校総合体育大会	香川	なぎなた	1	9	団体試合の部 出場 個人試合の部 田中 円琴(3) 出場 演技の部 石塚千尋(3)・鈴木風優香(3)、岡本奈々(3)・川上瑞季(3) 出場
	第46回全国高等学校総合文化祭 東京大会2022	東京	書道	1	1	伊藤友希(3) 「臨孫秋生造像記」 出品
		東京	放送		8	【アナウンス部門】 橋本小桃里(3) 出場 【朗読部門】 安来雁如(3) 出場 【ビデオメッセージ部門】 『Go☆To地グルメ』 優秀賞
	全日本ジュニアテニス選手権22	大阪	女子テニス		1	木下花穂(1) 出場
第45回全国JOCジュニアオリンピック夏季大会	東京	水泳		3	増田莉蔵(2) 男子100m自由形2位 200m自由形3位 岡田裕司(3) 男子200mバタフライ予選10位 100mバタフライ予選12位 増田修士(3) 男子200m背泳予選9位	
9 第77回国民体育大会	栃木	水泳		3	出場予定 増田莉蔵(2) 男子100m自由形 岡田裕司(3) 男子200mバタフライ 増田修士(3) 男子200m背泳 男子4×200mフリーリレー 男子4×メドレーリレー	
		陸上競技		3	出場予定 澤田結弥(2) 少年女子A 3000m 磯貝唯菜(2) 少年女子A 300m 西村ほの夏(1) 少年女子B 100mH	
		バレーボール	1	1	出場予定 鈴木孝(3)	
			合計	8	136	



## 美術館の事業について

市民部美術館

### 1 浜松市美術館

#### (1) 展覧会名

企画展 名刀 泰平を切り開く 一戦国から江戸へ

#### (2) 会期及び開館時間

令和4年10月15日(土)から12月4日(日)まで(44日間) ※月曜休館  
午前9時30分から午後5時まで(最終入館 午後4時30分)

#### (3) 展覧会内容

「三方ヶ原合戦」450年を記念し、戦乱を越えて泰平の世をなした武士の魂である刀剣と、江戸の絵画や工芸品を紹介。刀工たちによって鍛え上げられ、武士の魂を宿し芸術の域にまで達し神にささげられ、大切に受け継がれてきた名刀の数々が、時を超えて私たちの前に姿を現す。

#### (4) その他

会期中、熱田神宮刀剣保存会監事によるギャラリートーク(2回)を予定。

### 2 秋野不矩美術館

#### (1) 展覧会名

特別展 日本画で綴る源氏物語五十四帖展

#### (2) 会期及び開館時間

令和4年10月8日(土)から11月27日(日)まで(44日間) ※月曜休館  
(10/10開館、10/11休館)  
午前9時30分から午後5時まで(最終入館 午後4時30分)

#### (3) 展覧会内容

日本画家54人による「源氏物語」全五十四帖の連作を一堂に展示。秋野不矩の第五一帖《浮舟》をはじめ作家らそれぞれが描き出す悠遠の世界を紹介する。

#### (4) その他

11月13日(日) 講演会(文芸館とコラボ)を予定



三方ヶ原の合戦450年記念

# 名刀

泰平を切り開く

— 戦国から江戸へ —

名刀の数々が、  
時を超えて  
私たちの目の前に…



2022年

10月15日(土)  
~12月4日(日)

浜松市美術館

〒430-0947 静岡県浜松市中区松城町100-1  
[浜松城公園内] TEL: 053-454-6801

休館日 毎週月曜日

開館時間 午前9時30分~午後5時 (入場は午後4時30分まで)

主催 浜松市、中日新聞東海本社、テレビ静岡  
協賛 **セキスイハイム東海**

美術館公式SNS / 美術館公式HP [浜松市美術館](#) 🔍



※展示作品は変更の可能性があります。  
※新型コロナウイルス感染症の状況により、会期を変更する場合があります。  
最新の情報は当館ウェブサイトにてご確認ください。

重要文化財《太刀 銘 一》鎌倉時代中期 日光東照宮蔵  
後藤光寿《宝尽図揃金具》のうち鐺 江戸時代中期 個人蔵

元亀元年(1570)から天正14年(1586)までの17年間、徳川家康は浜松の地に居城を構え、多くの戦いに挑みながら天下統一への道を進んでいきます。なかでも元亀3年の「三方ヶ原の合戦」では、大軍を率いて進軍する武田信玄を迎え撃ちましたが、武田軍の圧倒的な軍勢に大敗を喫しました。合戦450年を記念して、戦乱を越えて泰平の世を成した武士の魂とも言える刀と、江戸の文化を紹介致します。

刀は、戦の中では敵を扱う武器として用いられた一方で、刀自身が御霊代として崇められ、また願いを込めて神に捧げられた歴史を持ちます。さらに、刀は武家社会において、下賜品や献上品として用いられ、主従関係の結びつきを強める役割を担いました。

本展覧会では、熱田神宮、日光東照宮、日光二荒山神社の神々に奉納された貴重な刀と、贈答に用いられた将軍家ゆかりの名刀などを展示致します。



現存数の少ない遠近の逸品

相州伝三代(行光・正宗・貞宗)の作品が勢揃い



伝 狩野了琢《徳川家康公画像》江戸時代 日光東照宮蔵



備州長船派の名刀

あの剣豪宮本武蔵が所有していたとも

右:重要文化財《短刀 無銘 伝 行光》鎌倉時代末期 日光東照宮蔵

左:重要文化財《太刀 銘 遠近》鎌倉時代中期 日光二荒山神社蔵

疱瘡(天然痘)の快気祝いに贈られました

重要文化財《刀 無銘 正宗》鎌倉時代末期 佐野美術館蔵 前期(~11月6日)展示

右:重要美術品《刀 無銘 伝 正宗(名物武蔵正宗)》鎌倉時代末期~南北朝時代 刀剣博物館蔵

左:重要文化財《太刀 銘 備州長船兼光》鎌倉時代末期~南北朝時代 熱田神宮蔵

## ギャラリートーク

浜松市美術館 学芸員「熱田神宮刀剣保存会監事・森島定雄氏に聞く!やさしい日本刀の見方」

**日時** 11月6日、20日(日) 14:00~(30分程度) **集合場所** 美術館2階事務所付近 **参加費** 無料(要観覧料) ※直接会場へお越しください

新型コロナウイルス等の感染症対策のため、イベントを中止する場合があります。最新情報についてはホームページ等をご確認ください。



左から 楊洲周延《味方ヶ原合戦之図》明治18年 全て浜松市美術館蔵  
尾形乾山《四方水指 楓》江戸時代中期  
《脇差 銘 浜松住兼法》室町時代末期~安土桃山時代

観覧料(消費税込)	一般	高校生・大学生 専門学校生	小・中学生以下	70歳以上
当日券	1,400円	800円	無料	一般料金の半額
前売券 団体(20名以上)	1,120円	640円	無料	—

### 前売券取扱所

チケットぴあ(セブン-イレブン Pコード:686-237)

中日新聞販売店

ローソンチケット(ローソン Lコード:42759)

※前売券の販売は10月14日(金)まで。

※中・高・大・専門学校生、70歳以上の方は身分証明書をご提示ください。

※障害者手帳等をお持ちの方及びその介護者1名は無料。

※各割引は併用できませんのでご注意ください。

## 浜松市美術館

〒430-0947 静岡県浜松市中区松城町100-1  
[浜松城公園内] TEL: 053-454-6801

美術館公式SNS / 美術館公式HP

浜松市美術館



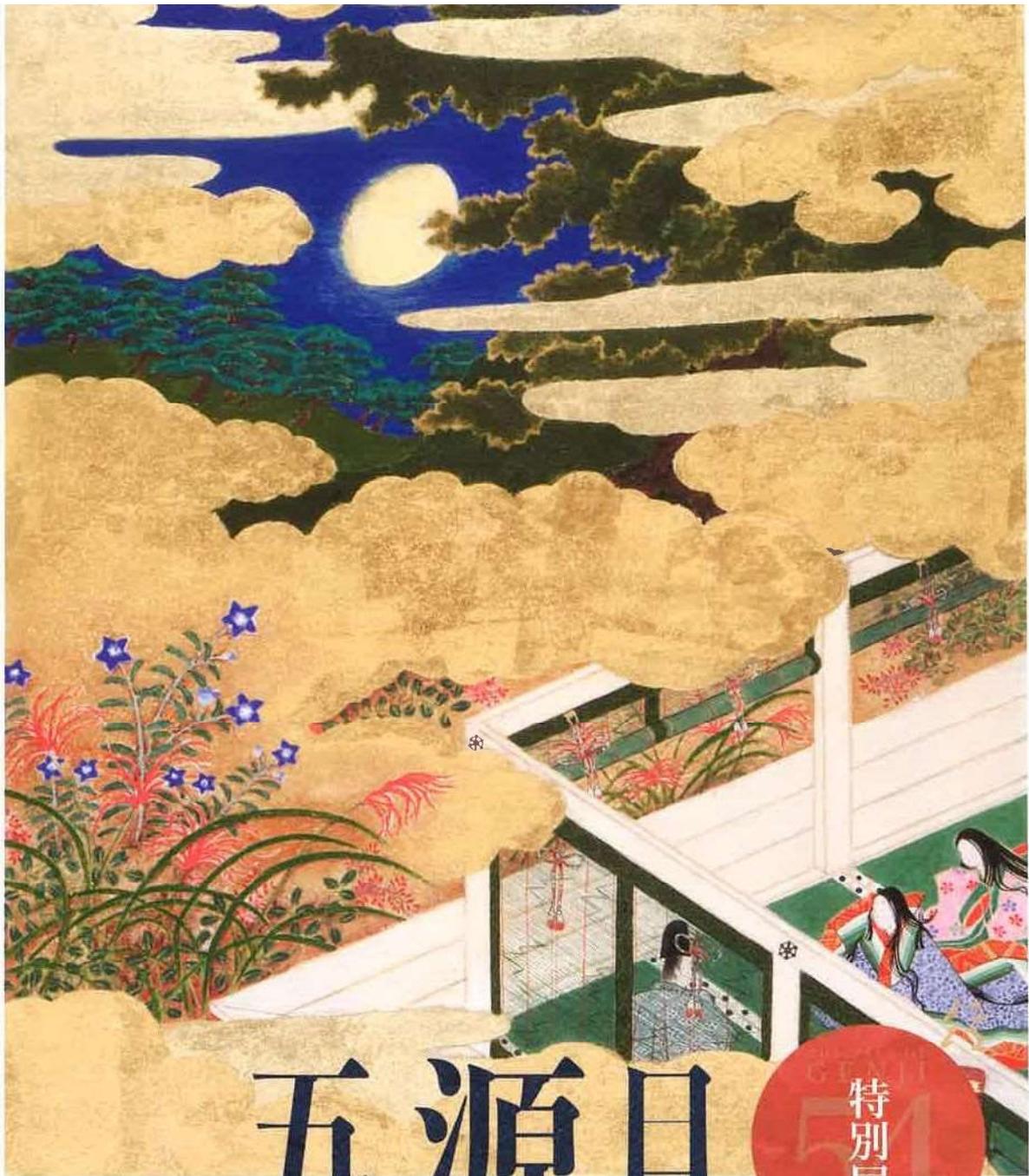
浜松市美術館公式SNS  
フォロー「いいね」お待ちしております!



### 交通のご案内

**【バス利用】**  
JR浜松駅北口遠鉄バス・バスターミナル1番乗り場、乗車約8分「美術館」下車。  
**【車利用】**  
東名高速道路浜松C、浜松西にから約30分。  
三方原スマートインターから約15分。  
**【駐車場】**  
・浜松城公園駐車場(美術館利用者150分無料)  
・浜松市役所駐車場(美術館利用者120分無料)  
駐車券を受付にお持ちください。





源氏物語(部分) 藤原公任(1072-1143) 京極宮院御所蔵

特別展  
54 scenes

# 日本画で綴る 源氏物語 五十四帖展

2022  
10/8 ~ 11/27  
sat 8 ~ sun 27  
9:30 ~ 17:00 (最終入館16:30)



第51帖《浮舟》秋野不矩 松榮堂松壽文庫蔵

休館日：月曜日(10月10日は開館、翌日11日休館)  
観覧料：一般800円、大学生・専門学校生・高校生500円、中学生以下無料  
※団体料金あり。70歳以上の方は半額。※障子や手帳等所持者及び介護者1名は無料  
主催：浜松市秋野不矩美術館(公益財団法人浜松市文化振興財団) 共催：静岡新聞社(静岡放送  
協賛：香老鋪(株) 企画協力：株式会社アールワン 協賛：遠鉄グループ、天竜浜名湖鉄道(株)

浜松市  
秋野不矩  
Aki no Fuku Museum  
美術館

静岡新聞 SBS

特別展

# 日本画で綴る 源氏物語 五十四帖展

『源氏物語』は、光源氏の一生とその一族たちの様々な人生を扱いながら、王朝文化最盛期の貴族たちの世界を優艶に描いた、日本が誇る世界的文学作品です。この素晴らしい原典を絵画化することは『源氏物語絵巻』にはじまり各時代の名匠たちによっても描かれ、古来よりわが国の美的インスピレーションの豊かな源泉となりました。



第3帖「空蝉」 広田多津

本展は『源氏物語』を第一帖「桐壺」から第五十四帖「夢浮橋」まで、タイトルごとに京都ゆかりの現代の日本画家によって制作されたものです。作者ごとに見られる様々な手法や作風は、脈々と受け継がれてきた京都画壇の現状が見られ、また題材を『源氏物語』にもとめることによって、それぞれの作家の普段見られることのない、全く別の世界が描き出されています。『源氏物語』の舞台となった京都で、王朝浪漫に思いを馳せながら、渡り受け継がれてきた芸術をもって描き出された『源氏五十四帖』の情緒あふれる雅な世界をお楽しみください。



第71帖「乙女」 栗野あちさ



第23帖「初音」 佐藤順一



第25帖「螢」 上村松塵



第12帖「源氏」 下村良之介



第22帖「玉鬘」 丹羽尚子



第27帖「篝火」 上村淳之



第13帖「明石」 池田道夫



第32帖「梅枝」 岡崎忠雄

掲出作品はすべて松榮堂松茸文庫 所蔵



【会場】浜松市秋野不矩美術館 〒431-3314 静岡県浜松市天竜区二俣町二俣130  
【休館日】月曜日(10月10日は開館、翌日11日休館)  
【お問い合わせ】TEL:053-922-0315 / FAX:053-922-0316

【交通案内】●電車利用○JR[掛川駅]より天竜浜名湖鉄道に乗り換え[天竜二俣駅]下車、徒歩約15分○JR[浜松駅]より遠州鉄道に乗り換え[西鹿島駅]下車、遠鉄バス[二俣・山東行]で[秋野不矩美術館入口](約7分)下車、徒歩約10分。または[西鹿島駅]よりタクシーで約7分 ●車利用○新東名[浜松浜北IC]から約10分、[浜松S&SスマートIC]から約20分 ○東名[袋井IC]から約30分、[浜松IC]から約35分、[浜松西IC]から約50分